2　定義

㈠　「棚田」とは、傾斜地に階段状に設けられた田をいい、「棚田等」とは、棚田及び棚田に類する形状の農用地をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「棚田地域」とは、自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するものをいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　「棚田地域振興活動」とは、棚田地域の振興に関する活動及び棚田地域内の棚田等の保全に関する活動をいうこととした。（第二条第三項関係）

3　基本理念

棚田地域の振興は、棚田地域の有する農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能が維持され、国民が将来にわたってその恵沢を享受することができるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等並びに国内及び国外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならないものとした。（第三条第一項関係）

4　国等の責務

㈠　国は、基本理念にのっとり、棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとすることとした。（第四条第一項関係）

㈡　地方公共団体は、基本理念にのっとり、棚田地域の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないものとした。（第四条第二項関係）

5　基本方針

政府は、棚田地域の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとし、内閣総理大臣が、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとした。（第五条第一項～第三項関係）

6　都道府県棚田地域振興計画

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県における棚田地域の振興に関する基本的な計画を定めることができるものとした。（第六条第一項及び第二項関係）

7　指定棚田地域の指定

主務大臣は、都道府県の申請に基づき、棚田地域であって、一定の要件に該当するものを指定棚田地域として指定するものとした。（第七条第一項関係）

8　指定棚田地域振興協議会

㈠　指定棚田地域を管轄する市町村は、当該市町村のほか、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動（以下「指定棚田地域振興活動」という。）に参加する者（以下「指定棚田地域振興活動参加者」という。）からなる指定棚田地域振興協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとした。（第八条第一項関係）

㈡　協議会は、指定棚田地域振興活動に関する計画（以下「指定棚田地域振興活動計画」という。）の作成及び指定棚田地域振興活動の実施に係る連絡調整を行うものとした。（第八条第二項関係）

9　指定棚田地域振興活動計画の認定等

市町村は、協議会が指定棚田地域振興活動計画を作成したときは、当該指定棚田地域振興活動計画について主務大臣の認定を申請することができるものとし、主務大臣は、認定の申請があった指定棚田地域振興活動計画が一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとした。（第一〇条第一項及び第三項関係）

10　財政上の措置等

国は、9の認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づく指定棚田地域振興活動を支援するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずることとした。（第一四条関係）

11　指定棚田地域の振興に資する事業の公表

国は、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業について、その内容を取りまとめ、公表するものとした。（第一五条関係）

12　棚田地域振興連絡会議

政府は、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関の職員をもって構成する棚田地域振興連絡会議を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うこととした。（第一七条関係）

13　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、令和七年三月三一日限り、その効力を失うこととした。

◇税制調査会令の一部を改正する政令（政令第二八号）（内閣府本府）

1　税制調査会の任務の円滑な遂行に資するため、令和元年六月二三日に任期の満了することとなる委員の任期を、同年九月三〇日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九号）（国土交通省）

建築基準法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第六七号）の施行期日は、令和元年六月二五日とすることとした。

◇建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三〇号）（国土交通省）

1　維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の範囲

維持保全に関する準則の作成等を要する建築物等として、次に掲げる建築物等を規定することとした。（第一三条の三及び第一三八条の三関係）

㈠　建築基準法（以下「法」という。）別表第一(い)欄㈠項から㈣項までに掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一〇〇平方メートルを超えるもの（当該床面積の合計が二〇〇平方メートル以下のものにあっては、階数が三以上のものに限る。）

㈡　法別表第一(い)欄㈤項又は㈥項に掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超えるもの

㈢　事務所その他これに類する用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が一、〇〇〇平方メートルを超えるもの

㈣　建築基準法施行令（以下「令」という。）第一三八条第二項各号に掲げる昇降機等

2　特定行政庁による勧告の対象となる建築物の範囲

特定行政庁による勧告及び定期調査の対象となる建築物並びに特定行政庁が指定した場合に定期調査及び特定行政庁への報告を要する建築物として、法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以下のものを追加することとした。（第一四条の二及び第一六条第二項関係）

3　大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準

大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準は、次のいずれかに掲げるものとすることとした。（第一〇九条の五関係）

㈠　通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間次に掲げる要件を満たすものであること。

(1)　構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること。

(2)　当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3)　屋外に火炎を出す原因となる損傷を生じないものであること。

㈡　令第一〇七条各号又は令第一〇八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものであること。